

## 競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商号) 文化シャッターサービス(株) (所在地) 東京都豊島区西巣鴨4丁目14番5号 (代表者) 代表取締役 中島 省吾 (本市登録) 登録業種：工事 (その他の建具、金属製建具、内装・インテリア) 物品 (建材) 業者番号：11132
措置内容	令和6年2月5日から2カ月間の競争入札参加停止 (令和6年4月4日まで)
根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第4号ア (契約違反等)
事件概要	1 発注状況 (1) 件名 大型自動ドア部品一式 (2) 入札日 令和6年1月17日 (3) 決定金額 770,000円 (税込) (4) 契約担当課 財政局財政部契約課  2 経緯 当該案件は、指名競争入札を行い、上記業者を相手方として決定していたが、入札金額の記載誤りによる契約辞退の申し出があり、契約締結にいたらなかったもの。

問い合わせ先：財政局財政部契約監理課 小池  
TEL 711-4306 (内1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領  
別表第1 事故等に基づく措置基準  
(契約違反等)

- 4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき
- |                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| ア 正当な理由がなく契約を締結しないとき                | } 1カ月以上4カ月以内 |
| イ 正当な理由のない履行遅滞                      |              |
| ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当 |              |